

法律図書館の種類と概要

慶應義塾大学文学研究科 図書館・情報学専攻
後期博士課程 岡田孝子
tokada@slis.keio.ac.jp

1. 研究の目的

近年、政府主導の司法制度改革の下で、さまざまな変化が起こっている。例えば司法試験制度の改革により、実務家養成を主眼とする法科大学院が誕生し、法曹人口の急速な増加が見込まれている。また、法律相談窓口の充実強化が行われるとともに、裁判員制度の導入を通じて、国民の司法への参加がはじめられることになっている。このような新しい状況下において、法律情報提供機関である法律図書館にも、各種の変化が生じている。

本発表では、現在のわが国における法律図書館の現状を概観するとともに、新しく生じている変化に法律図書館がどのように対応しようとしているかを整理し、今後に向けた課題を明らかにすることを目的とする。変化への対応は、法律図書館の制度的な位置づけというよりは、利用者の増加(法曹人口の増加)、新たな利用者の出現(法科大学院の新設)、新たなニーズの出現(裁判員制度の新設)などに伴うサービス面、およびサービスを支える運営面に集中することになると考えられる。

2. 文献調査

日本の法律図書館のあり方を論ずる文献は、大きく2種類に分けることができる。すなわち、建物や蔵書という物理的側面からその機能を検討するもの¹と、教育や調査業務といったサービス面から検討するもの²である。

近年の文献は、法律図書館をサービス面から検討するものが多くなり、法律図書館をめぐる状況の変化の一端を見ることができる³。

法律図書館の文献における記述のされ方は、旧来の館種別によることが多い。例えば、大学図書館、公共図書館といった区分けである⁴。伝統的な分類は日本の図書館の存在状態に対

応するものであり、設置主体を考えると、法律図書館を検討する際にも基本的な分類として考えることができる。しかし、館種横断的な法律図書館連絡会を考えてみればわかるように、法律図書館に共通する課題は館種を超えたものであるため、法律図書館における新しい変化の中で、このような分類に基づく図書館サービスの説明のみでは現状を適切にとらえることはできない。法学研究・教育・法曹実務補助といった、司法制度において果たす機能をもとに、別の観点から図書館を類別することが必要である。加えて、これまでの法律図書館に関する文献には、サービスの面から、様々な法律図書館を横断的に概観し、わが国における法律情報の提供状況を包括的に把握しようとしたものは存在しない。

3. 研究の方法

そこで、本研究では、法律図書館を利用者層に着目したサービス面から横断的に概観し、わが国における法律情報の提供状況の俯瞰を試みる。その上で、法律図書館が直面する課題について、特に司法制度改革との関連で明らかにする。

そのために、法律図書館連絡会で活動する図書館を中心に、設立機関(政府機関、大学など)が多様になるように各種の法律図書館を選定し、訪問調査を実施した。

さらに、訪問調査の結果を用いて、法律図書館を、司法制度のもとで果たす機能から再分類し、各法律図書館群の特徴と課題を整理する。

訪問調査は、2006年8月29日から10月17日の間に16の図書館に対して行った。訪問先としては、法律図書館連絡会加盟館のうちから設立機関別に代表的な図書館を選び、

法律図書館連絡会に参加していない法律事務所図書室のような専門図書館から、数館を追加した。内訳については後述する。1図書館につき1人から2人の担当者(教員または職員)に対して、1回約2時間のインタビューを実施した。インタビューでは、1.図書館の概要(蔵書冊数や閲覧席数、職員数など)、2.現在の運営方針およびサービスの現状、3.現在の課題、特に、司法制度改革に関連して新たに生じた課題、の3点について質問した。

4. 法律図書館の定義と研究の限界

そもそもわが国において、法律図書館とは何かを定める明確な定義は存在しない¹⁵⁾。そのため、ここではわが国唯一の法律図書館の専門職団体である法律図書館連絡会の規約第5条に基づき、相当量の法令・判例資料を所蔵していることと、専任の職員を有することを、法律図書館であることの要件として、この要件を備えた図書館を法律図書館と仮に定義する。

5. インタビューの結果

インタビューの結果まず確認できたことは、法令・判例集を所蔵し、専任の職員を擁する図書館(すなわち、法律図書館連絡会の規約により、法律図書館と認めることのできる図書館)は多様だということである。よって、わが国における法律図書館について述べようとする場合、それらを一律に論ずることは不可能である。本研究ではそのような認識のもと、法律図書館の概要を把握し、示すために相応しい分類を作成した。

次にインタビューの過程で明らかになったことは、法律図書館の運営主体は、利用者層を最も重要視して運営しているということである。つまり、利用者層が図書館サービスの性格付けを行い、内容を確定するのである。

そこで、本研究では、運営主体がどのような利用者を対象にしているのかといった自己認識に基づき法律図書館を以下のように分類する。総合法律図書館、研究用法律図書館、

実務用法律図書館、実務教育用法律図書館、一般教育用法律図書館である。各分類の詳細については次章で説明する。

6. 各法律図書館種の特徴と課題

[総合法律図書館]

研究用・教育用・実務用など法情報調査の目的が何であれ、すべての目的と利用者に対応できる機能を備えていると考えられるのが、総合法律図書館である。総合法律図書館には、今回の調査の結果では下記の2館が該当する。

- ・ 国立国会図書館
- ・ 最高裁判所図書館

総合法律図書館の特徴は、その蔵書の豊かさに集約される。あらゆる利用者層のあらゆるニーズに対応するために、総合法律図書館は膨大なコレクションを所蔵し、管理する。他方、上記2館においては主たる利用者(国立国会図書館の場合は国会議員、最高裁判所図書館の場合には最高裁判所裁判官)へのサービスに重点が置かれているため、その他の多種多様な利用者へのサービスは閲覧、複写等基本的なものに留まっている。

国立国会図書館はこれまでも一般市民に開放されていたのは言うまでもないが、最高裁判所図書館も今年4月から一般の市民に開放された。このことは、司法制度改革の一環として画期的な出来事であると言える。

ただし、両館とも一般市民の使いやすさという面では課題がある。すなわち、最高裁判所図書館においては「一般の利用が可能か点について広報が必要である」とのことであり、国立国会図書館は、「法律資料の紹介に加え、法律資料の探し方を解説したページの作成を検討している」とのことであった。

[研究用法律図書館]

研究用法律図書館とは、大学の法学部教員等の研究利用のために作られた図書館である。今回の調査の中では下記4館が研究用法律図書館にあたる。

- ・ 東京大学法学部図書室
- ・ 京都大学法学部図書室

- ・ 早稲田大学法律文献センター・高田記念図書館
- ・ 同志社大学法学部研究室図書室

研究用法律図書館の最大の特徴は、利用者が所属機関の研究者に固定化されていることにある。利用者は図書の管理権限を有しており⁶、従って、図書館の運営は利用者の利便性を第一に考えられている。また、利用者は所蔵資料を熟知しており、その利用に関して図書館員の助けを必要としない。

研究用図書館は、司法制度改革の影響を直接的には受けなかった。しかし、他の館種が影響を受けた関係上、研究用図書館に求められるサービスにも若干の変化が生じている。研究者は他の図書館の混雑を嫌い、自身にとって使いやすい所属研究機関の図書館を集中的に利用するようになってきている⁷。

他方、専ら教員、院生に利用されてきた研究用図書館も、最近では学部生の利用を認める傾向にある。ただし、学部生受入れのために特別な体制をとる等図書館のあり方を変えるまでには至っていない。すなわち、司法制度改革に関連した大きな変化はみられない。

[実務用法律図書館]

実務用法律図書館とは、裁判官・検察官・弁護士といったいわゆる法曹三者が携わる法実務のためにつくられた図書館を指す。今回の調査においては、下記4館が実務用法律図書館と呼ぶことができる。

- ・ 東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館
- ・ 長島・大野・常松法律事務所図書室
- ・ 森・濱田松本法律事務所図書室
- ・ 法務図書館

実務用法律図書館では、法曹、もしくは地方公共団体の内規担当公務員などの実務において必要な蔵書を備え、実務に即したサービスが提供されている。すなわち、実務用法律図書館における図書館員には、高度な調査能力が要求される。他、これらの図書館で多く見られた現象としては図書の分類に独自の分

類を採用していることが挙げられる。一般分類である日本十進分類法では、複雑な法実務に則した資料の分類ができないためである⁸。

また、実務用図書館は専門図書館に該当するため、著作権法 31 条上の図書館ではない（法務図書館を除く）。そのため、運用に工夫が必要な図書館でもある⁹。

司法制度改革との関係では、法曹人口の増加が図書室運営に影響を及ぼしていると考えられる。例えば、サービス面においては弁護士業務の専門化に対応するためのきめ細やかな配慮がなされている。

[実務教育用法律図書館]

実務教育用法律図書館とは、法曹三者を目指す立場の者のための学習用図書館である。司法試験のための受験勉強中、および法実務能力取得のための司法修習中に利用される。今回の調査においては、以下の5図書館が実務教育用法律図書館である。

- ・ 司法研修所図書室
- ・ 大宮法科大学院大学図書館
- ・ 慶應義塾大学三田メディアセンター南館図書室
- ・ 立命館大学朱雀リサーチライブラリー
- ・ 中央大学図書館市ヶ谷キャンパス図書室

実務教育用法律図書館の特徴は、利用者が司法試験や司法修習生考試試験の受験生だという点にある。よって、図書室には自習場所としての機能が求められる¹⁰。

また、設置後間もない法科大学院用図書館の場合は、蔵書量が十分ではないことも多く、他キャンパスの図書館が書庫機能を果たすこともある¹¹。蔵書の新鮮度が高く、複本に対して寛容であることも特徴である。

実務教育用図書館では、学習の効果をあげるため、図書館の授業への関与が課題になっている。多忙な実務家教員の負荷を軽減し、教育効果をあげるために、授業用資料の調達などのサービスを行う例もみられた¹²。

[一般教育用法律図書館]

公共図書館がこれまで行ってきたサービス

の一部を特に法律面において拡張させたものをここでは一般教育用法律図書館と呼ぶ。今回の調査においては、東京都立中央図書館をその例としてあげることができる。

一般教育用法律図書館は各館種の中でも、最も潜在的なサービスの要請が高まっていると思われる図書館である。

都立中央図書館は、裁判員制度や裁判外紛争処理制度の整備に対応するために法律情報提供サービスを始めている。

一般教育用図書館の課題は、一般市民への法律学習支援にある。現状では制度を利用する市民側の理解が制度やサービスに追いついていないからである。一般教育用法律図書館では、新しい制度に関する情報を市民に提供し、市民がその制度になじむように促す必要性があると考えている¹³。

[その他]

一橋大学附属図書館のように、研究者用図書館と実務教育用図書館の機能を同時に有する図書館もある。そのような図書館の場合には広くサービスを展開する結果になるため、機能面から分類し、特徴づけることは困難である。

実際には一橋大学附属図書館のように複数の機能を有する図書館は多く存在すると考えられるが、そのような図書館の場合には司法制度改革に関する影響は、図書館全体の動きとして捉えられるほど顕著ではない。

7. まとめ

法律図書館は変化の過渡期にある。そして、その変化にどう対応するべきかを各図書館は個別に模索している。しかし、サービス面から法律図書館を分類した場合、その特徴と課題には分類ごとの類似性が見られる。よって、その分類を参考に各館種ごとの対応を検討することにより、法律図書館全体の動向の把握が容易になると考えられる。

今後は、本研究により作成した分類を利用し、法律図書館の運営に関する研究の助けとしたい。

¹ 住谷雄幸.法律図書館連絡会の二五年の歩み - 協力体制の新たな創造のために - .国立国会図書館月報. vol.236.p2-13.

² 津野芳郎.1988年：法律図書館の場合.図書館雑誌.vol.72, no.4. p173-175.

³ 藤勝周次.図書館サービスの潜在力と司法情報提供 - ロー・ライブラリアンの役割 - .リーガル・エイド研究.vol.11, 2005.p67-84.

⁴ 村敬三.大学図書館と官庁図書館.びぶろす.vol.7, no.7.p3-4.

⁵ 西村亜希子.日本における法律図書館の活動状況：大学の法律図書館（室）を中心に.情報社会試論.vol.8, 2001.p23-24.

⁶ 大学の法学部に付属する図書室の場合は、各専攻の教員により構成される図書委員会またはそれに相当するものが図書の選定・除籍等に関する管理権限を有している。

⁷ インタビューの結果、研究用法律図書館の場合は、研究者にのみ24時間開放するなど、研究者のための利用環境が整っている場合が多いことが判明した。

⁸ 森・濱田松本法律事務所、長島・大野・常松法律事務所では、日本十進分類法を基にした独自の分類が用いられている。法務図書館では、法律行政の実務に対応した分類表が作成されている。

⁹ 著作権法第31条第1号に規定によれば、営利を目的としない場合には著作権物の一部の複製をすることができる。

¹⁰ 大宮法科大学院大学では、図書室が自習室の機能を兼ねている。

¹¹ 中央大学においては多摩キャンパス中央図書館が、同志社大学においては法学部図書室が、法科大学院のための書庫機能を果たしている。

¹² 慶應義塾大学三田メディアセンター南館図書館では、授業の課題に対応するための所蔵調査を日常的に行っている。

¹³ 都立中央図書館の法律情報提供サービスは、市民の身近な法律紛争に関連する情報提供を念頭においている。